

履修規程

(趣旨)

第1条 麻生情報ビジネス専門学校学則第11条により、この規程を制定する。授業科目履修に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目とする。

(必修科目)

第3条 必修科目は、専攻・コースに係る専門分野の基盤をなす授業科目をいい、学生は所属する専攻・コースに応じて設定される必修科目の単位を必ず修得しなければならない。

(選択科目)

第4条 選択科目は、専攻・コースに係る専門分野において、学生が自身の興味・関心に応じて学ぶための授業科目をいう。

- 2 選択科目内に、専攻・コースおよび履修状況に応じて学校が選択を指定する指定科目を設定することができるものとする。
- 3 第10条に定める履修登録が終了した結果、履修登録者が5名未満となった科目については開講しないことがある。

(自由科目)

第5条 自由科目は、多角的な視点を養成するための授業科目をいい、成績評価・単位授与は行うが卒業要件の単位数には算入できない。

(卒業の要件)

第6条 本校を卒業するためには、学則に定める修業年限以上在学し、必修科目と選択科目から次の各号に定める単位を修得しなければならない。

- (1) 1年課程 30単位
- (2) 2年課程 62単位
- (3) 3年課程 90単位
- (4) 4年課程 124単位
- 2 インターンシップの単位およびその他校長が認める学修の単位を第1項で規定した卒業に必要な単位に含めることができる。
- 3 第3条で規定する必修科目の単位を修得しなければならない。

(単位数計算の基礎)

第7条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義・演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 学内実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) インターンシップは、40時間（1日8時間として5日間）をもって1単位とする。

(授業科目の履修年次)

第8条 授業科目は、各学科の定める年次にそれぞれ履修しなければならない場合がある。

(再履修)

第9条 指定された履修年次に単位を修得できなかった必修科目は、原則として、次の学期または学年に再履修しなければならない。

(履修登録の手続)

第10条 単位を修得するためには、学科の定めるところに従い、登録手続を行わなければならない。ただし、各専攻・コースのカリキュラムを学生に提示することで履修登録とみなす場合がある。

(履修登録の無効)

第11条 同一時限に授業が行われる複数の授業科目を重複して登録してはならない。重複登録を行った場合には、いずれの授業科目の登録も無効とする。

2 既に単位を修得した科目と同一の授業科目は重ねて履修することができない。ただし、検定・資格取得対策等の科目においては聴講を許可する場合がある。

(履修登録単位数の上限)

第12条 1年間に登録できる単位数の上限は、学科の定めるところによる。

(履修登録の期間)

第13条 履修登録は、本校の定める期間中に行わなければならない。ただし、病気、休学などやむを得ない理由により所定期間中に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨を担任に届け出て指示を受けなければならない。また、届け出ることなく履修登録を行わなかった場合は、特別の理由のない限り、その年度の履修登録を認めない。

(履修登録変更)

第14条 履修登録後は、必修科目を除き、所定の期間に限り、履修登録の変更、追加および中止を認める。それ以外の期間については、特別の理由のない限り、履修登録の変更は認めない。なお、履修の中止を行った科目は、いかなる理由があっても当該学期中に再度履修登録を行うことはできない。

(休学による履修登録の取消)

第15条 履修登録後に休学した場合は、履修登録したすべての授業科目を取消すものとする。
ただし、履修期間が終了している授業科目は除く。

(単位の授与)

第16条 授業科目を履修し成績評価判定で合格した者に対し、所定の単位を授与する。

(本校以外の教育施設等における学修)

第17条 教育上有益と認めるときは、専修学校設置基準の定めるところにより、他の大学または短期大学、専修学校における授業科目の履修を、本校における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 2 外国の教育機関における授業科目の履修を、本校における授業科目の履修とみなし単位を与える場合がある。
- 3 第1項、第2項により本校における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、本校の修了に必要な総単位数の二分の一を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 教育上有益と認めるときは、専修学校設置基準の定めるところにより、学生が本校に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修、並びに学生が本校に入学する前に行った学修を、本校における授業科目の履修とみなす場合がある。

- 2 前項により本校における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校において履修した単位数以外のものについては、前条により本校における授業科目の履修とみなす単位数と合わせて本校の修了に必要な総単数の二分の一を超えないものとする。

(転科者、編入学者、転入学者および再入学者の既修得単位)

第19条 転科、編入学、転入学および再入学した場合の細則は、別に定める。

(留年)

第20条 最終学年次終了時まで第6条の卒業要件を満たさなかった者は、卒業判定会議の決定により留年となる。

- 2 留年となった者は、最終年次に留める。
- 3 留年した者が、以後に在学した学期終了時に卒業要件を満たした場合は、卒業とする。

(修得単位不足による除籍)

第21条 在籍する学科の在学期間を超えてなお卒業に必要な単位を修得しない者、その他成業の見込みのない者は除籍する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、2023 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、2025 年 4 月 1 日より施行する。